

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

荒川区立峡田小学校

はじめに

「いじめ防止基本方針」は、本校におけるいじめ問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、全ての教職員が「いじめは絶対に許されない」という認識のもと、児童一人一人が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう以下の基本姿勢で取り組んでいく。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 「全職員がクラス担任」と考え、児童一人一人を全職員が見守る。
- ③ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④ いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ⑤ 学校と家庭の連携により事後指導にあたる。

2. いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。教師が児童一人一人のよさを大切にしたい教育活動を展開するよう、学習面では児童への基礎・基本の定着を図り、特別活動では個々に合わせて活躍できる機会を多く持つよう工夫する。これにより児童の学校生活における達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

（1）あいさつ運動

- ・毎朝、校門で「あいさつ隊」等と挨拶をする。
- ・「あいさつキャンペーン」や「あいさつ運動」を通して、保護者や児童が明るく元気に挨拶できるよう啓発する。

（2）縦割り班活動での異学年交流の充実

- ・縦割り班で遊びや給食などの活動を行い、相手を思いやる心を育てる。

（3）道徳教育の充実

- ・道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、年間カリキュラムをもとに計画的に取り組む。

（4）多様な体験活動

- ・学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科において、本校の特色を生かした体験活動を通し、友だちや地域との繋がりや命の大切さを実感できる心を育む。

3. いじめの早期発見に向けての取組

- (1) 全職員が児童理解を深め、児童一人一人を見守る
 - ・「いじめはどこの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち小さな変化も見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- (2) 生活指導部会、情報交換会等での報告
 - ・問題行動やいじめに結びつく行為、いじめと思われる事案について、生活指導部会や情報交換会等の場にて報告する。気付いた点を共有し、大勢の目で該当児童を見守る。
- (3) スクールカウンセラー、心理専門相談員による全員面接の実施
 - ・定期的、計画的に面談を実施し、その結果を「いじめ防止対策委員会」に報告する。
- (4) 「いじめ調査」の実施
 - ・学期ごとに年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。また、調査結果をもとに個別に面談を行い、児童理解を図る。
- (5) 地域からの情報収集
 - ・保護者だけでなく、民生・児童委員やスクールサポーター、学校評議員等から地域での児童の様子を知らせてもらい、校外でのいじめ把握にも努める。

4. いじめの早期解決に向けての取組

- (1) 全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
 - ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の安全確保を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然として態度で指導にあたる。
 - ③ 傍観者の立場にいる児童に対しても、いじめと同様であることを指導する。
 - ④ 関係機関と協力をして解決にあたる。
 - ⑤ いじめられている児童の心のケアのために、スクールカウンセラーや心理専門相談員と連携する。
- (2) 家庭や地域、関係機関と連携する。
 - ① 家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での児童の様子や友人関係についての情報を収集し、指導に生かす。決して学校内だけで解決をしない。
 - ② 児童が学校や家庭に話せない場合は、第三者機関の利用も検討する。

5. いじめ問題に取り組むための校内組織

- (1) 「生活指導夕会」
 - ・毎週木曜日、全教職員で緊急事案や各学級の様子、いじめにつながる行為がないか等についての情報を交換し、共通理解を図るとともに、対応策について話し合う。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」
 - ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生活指導主任、教務主任、特別支援教育コーディネーター、当該学級担任、スクールカウンセラーによるいじめ防止対策委員会を設置する。また、必要に応じて委員会を開催する。